

○ デジタル庁  
総務省 告示第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、平成十五年総務省告示第七百六号（認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準）の一部を改正する件を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(情報の漏えい防止等のために必要な措置)

第三十一条 規則第二十八条第三号へに規定する必要な措置には、次の各号に掲げる措置を含むものとする。

「一・三 略」

四 第三十条第二項に規定する機能による記録のうち、次に掲げる事項を、毎年一回、内閣総理大臣及び総務大臣（第三十七条第一項及び第三十八条において「主務大臣」という。）に報告すること。

「イ・ロ 略」

ハ 機構から提供を受けた署名用電子証明書失効情報、署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、利用者証明用電子証明書失効情報、利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号（二において「署名用電子証明書失効情報等」という。）の件数

「二・ホ 略」

「五 略」

(特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法)

第三十三条の二 令第十四条の二の規定により電気通信回線を通じて特定署名用電子証明書記録情報

情報を提供する方法は、署名検証者等からの問い合わせに対し即時に応答する方法によるものとする。

2 令第十四条の二第一号の規定により電気通信回線を通じて特定署名用電子証明書記録情報を提供する場合において、機構は、特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うための機構の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

(団体署名検証者が行う署名確認者への特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法)

第三十五条の二 令第十六条の二の規定による回答は、署名確認者からの問い合わせに対し即時に応答する方法によるものとする。

2 令第十六条の二の規定による回答を行う場合において、団体署名検証者は、回答を行うための団体署名検証者の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならぬい。

(情報の漏えい防止等のために必要な措置)

第三十一条 同上

「一・三 同上」

四 同上

「イ・ロ 同上」

ハ 機構から提供を受けた署名用電子証明書失効情報、署名用電子証明書失効情報ファイル、利用者証明用電子証明書失効情報、利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号（二において「署名用電子証明書失効情報等」という。）の件数

「二・ホ 同上」

「五 同上」

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和五年五月八日から適用する。